

令和6年6月11日

文部科学大臣 盛山 正仁 様

埼玉県知事 大野 元裕

就学支援金制度の拡充等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

時代とともに多様化する教育へのニーズ、学校における働き方改革の推進、部活動の地域クラブ活動への移行など、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした時代や環境の変化の中で、未来を創る全ての子供たちが意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた教育を進めていく必要がありますが、学校現場は、教師を取り巻く環境の整備等において、様々な課題に直面しています。

また、私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与していますが、公私間の教育費負担の格差は大きく、私立学校に修学する生徒の保護者は大きな経済的負担を強いられています。

県においても上記課題の解決に向け取り組んでいるところですが、国におかれましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 就学支援金制度の拡充

(1) 現状・課題等

高等学校の授業料については、就学支援金制度によって一定の年収の世帯まで負担軽減が図られているが、私立高等学校における就学支援金の支給上限額は、年収約 590 万円未満の世帯まで 39 万 6 千円であり、令和 4 年度の全国の私立高等学校の平均授業料額 44 万 5 千円と大きく乖離している。

そのため、授業料が上限額を超える学校に通う世帯の負担や年収がそれ以上の世帯の負担、また施設費等の授業料以外の生徒納付金にかかる負担に対して、各自治体で上乗せ補助などを実施している状況である。

本県においては、年収約 720 万円未満世帯までを授業料の実質無償化の対象とするため、県内授業料の平均額である 40 万 3 千円まで授業料の上乗せ補助を実施し、さらに施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担についても補助を行い、保護者の負担軽減を図っている。

他方で、自治体独自に行われている保護者の負担軽減は、それぞれの財政上の制約から、居住している自治体間で大きな格差が生じており、保護者の負担に大きな差がある不公平な現状となっている。

(2) 要望事項

① 居住している自治体の財政上の制約によって保護者の負担に大きな差が生じている現状は不公平であるため、居住地によって差が生じないよう、支給限度額の撤廃や所得要件の緩和、補助対象費用の拡大など就学支援金制度の拡充を図ること。

② 引き続き国の責任において就学支援金制度における全ての財源を確実に確保すること。

2 学校部活動の地域クラブ活動への移行の環境整備

(1) 現状・課題等

国は、令和 4 年 6 月の「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」、

令和4年8月の「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」を踏まえ、部活動の地域移行を令和7年度までに達成することとしていたが、その後、各自治体等の意見を踏まえて策定した令和4年12月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、地域クラブ活動への移行の達成時期の目標を設定しない方針とした。

また、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと示されたことで、具体的な地域クラブ活動への移行は自治体に委ねられることとなり、地域クラブ活動への移行の将来像がより不明確となっている。

さらに、地域クラブ活動への移行の実現に向けたスケジュールやその手順、財政支援の継続期間等についても、国は明確に示していないため、自治体からは不安の声が挙がっている。

(2) 要望事項

- ① 学校部活動の地域クラブ活動への移行の将来像を明確にするとともに、その達成時期に係る具体的なスケジュールや手順について示すこと。
また、財政支援の継続期間等についても併せて示すこと。
- ② 学校部活動が地域クラブ活動に移行されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図ること。
- ③ 家庭の経済的な理由による生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等について、財政支援を図ること。

3 教職員定数の改善と柔軟な配置の促進

(1) 現状・課題等

持続可能な指導体制を構築し、多様化・複雑化する教育課題への対応やきめ細やかな指導体制による、新たな学びを実装するためには、子供の教育を直接担う教師人材を質と量の両面で確保する必要がある。

そのため、基礎定数の算定基準を改善し、教員を安定的・計画的に確保することが必要である。また、地域や学校、子供たちの課題や実情等に応じて、柔軟に配置することが可能な加配定数については、更なる充実を促

進していく必要がある。

また、小学校においては学級編制の標準が 35 人に引き下げられているが、中学校においてもきめ細やかな指導体制及び安全・安心な教育環境の整備を進めるため、学級編制の標準を 35 人に引き下げる必要がある。

通級指導や日本語指導を担当する教職員の配置について、対象となる児童生徒数が少数の市町村に対しては十分な教職員配置が難しい状況にある。

栄養教諭は、現状の定数算定基準では、県内の多くの小・中学校で 4 校に 1 人の配置基準となるため、配置できない学校が多くある。

(2) 要望事項

- ① 基礎定数も含めた教職員の定数算定基準の改善や、柔軟な配置の促進をすること。
- ② 中学校における学級編制の標準を 35 人に引き下げること。
- ③ 通級指導や日本語指導などについて、十分な教員の配置を可能とする算定基準とすること。
- ④ 学校における食に関する指導の推進のため、栄養教諭を各校に 1 名配置できる配置基準とすること。

4 学校における働き方改革の推進のための教員業務支援員等の配置推進

(1) 現状・課題等

教員の負担軽減を図るためには、引き続き、多彩な外部人材を活用した支援体制が必要である。

令和 5 年 8 月 28 日に、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会の「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」の中では、教師を取り巻く環境整備について、国においても、その権限と責任に基づき、主体的に取り組む必要があることが言及されている。

同提言においては、「国において、骨太方針 2023 に示された「教員業務支援員の小・中学校への配置拡大」を踏まえ、教員業務支援員を全小・中学校に配置していくことを目指すべきである。」とされており、文部科学省では公立小・中学校の全校配置について予算化した。さらに、令和 6 年度

から副校長・教頭マネジメント支援員を配置することになったため、事業を進めていくにあたり、国からの全額補助又は補助率の引き上げを行うことが必要である。

(2) 要望事項

小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）の教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員について、配置に係る費用の全額補助又は補助率の引き上げを行うこと。

5 遠隔授業における生徒数、教職員配置及び学習評価方法の弾力化

(1) 現状・課題等

高等学校においては、平成 27 年 4 月に学校教育法施行規則が一部改正され、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業が制度化された。

現在の制度では、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業「教科・科目充実型」を正規の授業として実施する場合、「同時に授業を受ける生徒数は、原則として 40 人以下とすること」「単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること」とされている。

「同時に授業を受ける生徒数は 40 人以下」との要件により、希望する全ての生徒が受講できないことが想定される。

また、授業の評価者を配信側の教員に限ることは、配信側教員の負担となり、遠隔授業の導入の支障となる。

(2) 要望事項

高等学校において、「教科・科目充実型」の授業を行う際に「同時に授業を受ける生徒数は、原則として 40 人以下とすること」及び「単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること」としている要件を緩和すること。

6 教育職員における障害者雇用の推進

(1) 現状・課題等

教育委員会の 9 割を占める教育職員について障害者雇用率を改善する

ことが喫緊の課題となっている。(教育職員以外が 18.20%、教育職員が 1.13% (令和 5 年 6 月 1 日現在))

障害のある教育職員が勤務するには、障害のある教育職員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。

教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要があるが、障害のある教員免許状取得者は極めて少ない現状に鑑み、国として障害のある教員免許状取得者の増加に取り組むとともに、実態に応じた制度の在り方を検討することが必要である。

(2) 要望事項

【財政措置・制度的措置関係】

- ① 障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。
- ② 障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。

【教員養成関係】

- ③ 障害のある者が教員を目指す上で抱える課題の解消に向け、教職課程を有する大学等への働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。

【障害者雇用制度関係】

- ④ 教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

7 特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備

(1) 現状・課題等

特別支援学校の幼稚部及び専攻科の教職員定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に規定がない。

教職員配置のための財政措置が十分保証されておらず、給与費に係る県の負担部分大きい。

財政状況によっては必要な教職員が配置できないことも想定され、きめ

細やかな指導を実施する上で支障となっている。

(2) 要望事項

特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても小学部、中学部及び高等部に準じた学級編制や教職員定数に係る法制度を整備すること。

8 文化財保護行政の推進と文化財の適切な保存活用への支援

(1) 現状・課題等

国宝・重要文化財等の保存、整備及び調査等は、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施している。

昨今、国庫補助を要望しても補助額が削減され、文化財の所有者や管理団体が事業に必要な支援を十分に受けられず、事業の実施を先送りせざるを得ない状況が生じており、結果として文化財の適切な保存・活用に支障が生じている。

(2) 要望事項

国宝・重要文化財等の指定文化財及び埋蔵文化財等の確実な保存継承と多様な活用を図るため、保存修理、整備、管理及び調査等の事業に対する必要な財源を確保すること。

9 地域における日本語教育に対する十分な財源確保

(1) 現状・課題等

今後、増加が見込まれる外国人が、生活のために必要な日本語を習得できる環境の整備・維持がますます重要となる。

「日本語教育の推進に関する法律」に基づき策定された基本方針において、国は都道府県に対して、地域における日本語教育の総合的な体制づくりを求めており、これに対して必要な財政措置を講じるとしている。

また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」においても、国は外国人に対する日本語教育を重点事項として位置づけている。

しかし、地域における日本語教育の体制づくりのための都道府県に対する国の補助制度において国庫補助内定額が大幅に引き下げられており、県が体制づくりを推進するにあたり円滑な事業運営に支障をきたしている。

(2) 要望事項

在留外国人への日本語教育に係る地方公共団体の取組に対し、継続的かつ十分な財政措置を講じること。